

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

小鹿野町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

福祉課、税務課、保健課

1. 国民健康保険制度について

(1) 埼玉県第2期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】（税務課）

今後の保険税については医療費の動向、国保事業費納付金をみて慎重に検討してまいります。

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】（福祉課）

必要に応じて検討してまいります。

(2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】（税務課）

当町の令和4年度国民健康保険税（一般医療分）の応能・応益割合は70.18%：29.82%を見込んでおります。また、令和4年度に医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の賦課限度額の引き上げを行い、低所得者から中間所得者層に配慮したものとしております。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】（税務課）

令和3年6月の地方税法改正に伴い、令和4年度から未就学児の均等割を半額に軽減するとともに、令和元年度より実施している19歳未満、第3子以降を対象としている多子世帯減免についても継続して実施しております。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】（福祉課）

当町の一般会計の財政状況は非常に厳しい状況であり、法定外繰入は国保の受益者以外の

方が負担している税金が財源になっていることを鑑みると、繰入額の増額は難しいと考えております。

また、現在の保険税率は県内でも低い状況であります。今後の保険税率及び法定外繰入額については医療費の動向、国保事業費納付金をみて決定してまいります。

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 (福祉課)

すべての被保険者に被保険者証又は国民健康保険法第9条第10項の規定に基づき、特別の有効期限を定めた被保険者証（短期被保険者証）を郵送又は窓口で交付しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 (福祉課)

被保険者証については、窓口留置は行っておりません。

特別の有効期限を定めた被保険者証（短期被保険者証）については、滞納者と相談の機会を増やすことを目的として、原則窓口で交付しており、被保険者が受け取りに来られるまでの期間、一時的に窓口で保管しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 (福祉課)

資格証明書の発行者はおりません。

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】 (税務課)

昨年度、新型コロナウイルスによる減免申請を除き、所得を理由とした減免・徴収猶予申請はございませんが、納付が難しいとの申し出があった場合は、納税相談及び実態調査により個々の生活実態等を把握し、分納を行うなど実情に見合った納付をいただいております。

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】 (税務課)

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免を実施します。減免の基準は国と同様の基準を用いる予定ですが、申請に当たっての相談対応等申請しやすい環境を整えます。

(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】 (福祉課)

減額・免除制度の拡充については、国保会計の財政は非常に厳しい状況であり、一般会計か

らの法定外繰入を実施している状況の中、財源の確保は難しいと考えておりますが、近隣の市町村等の動向を参考に検討してまいります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】（福祉課）

他市町村の申請書を参考に検討してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】（福祉課）

他市町村でそのような取組を行っているのか調査し検討してまいります。

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】（税務課）

納税相談や実態調査を実施することにより実状を把握し、納税者の実情に沿った納付方法の提案を行っております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】（税務課）

給与等の全額差押えは行っておりません。法令に基づき、適切な滞納処分を行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】（税務課）

法令に基づき、適切な滞納処分を行うと共に、一方的な差押えではなく、まずは納税相談及び実態調査を実施し、納税者の実情に沿った納付方法により納めていただくことを最優先としております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】（税務課）

きめ細やかな納税相談及び実態調査を実施し、納税者の実情に沿った納付方法により納めていただいております。

(7) 傷病手当金を支給してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】（福祉課）

自営業者の方などには資金繰りなどで別の財政支援制度があることから必要に応じて努めてまいります。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】（福祉課）

必要に応じて検討してまいります。

(8) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】（福祉課）

小鹿野町国民健康保険条例第2条の規定により、「公益を代表する委員」を4名選出しております。また、公募につきましては、引き続き検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】（福祉課）

引き続き委員の方から十分に意見を伺い運営に努めてまいります。また、公聴会等につきましても、引き続き検討してまいります。

(9) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】（保健課）

2013年度から本人負担を無料で実施しています。また、国民健康保険被保険者の35歳から39歳の特定健診も無料にしています。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】（保健課）

国保町立小鹿野中央病院の人間ドックでは、胃・乳・子宮頸・肺・大腸がん検診と特定健診は年間を通じて同時に受けられます。また、特定健診（集団）では、肺・大腸がん検診の同時実施を行っています。

- ③ 2022年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】（保健課）

4月に対象者全員へ受診勧奨通知の送付、8月及び12月に未受診者全員へ受診勧奨通知の送付を予定しています。また、12月には、医療機関を受診している人に対して、診療情報提供事業を実施しています。未受診者への勧奨通知については、委託業者の分析により個人の特性で分類し、特性に合わせた数種類の内容で送付します。他にも、今年度は未受診者の理由

把握のためのアンケートを行い、理由を把握することで受診率の目標達成を目指します。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】（保健課）

健診は医師会や医療機関と守秘義務を記載した委託契約を取り交わし実施しております。また、特定保健指導は委託せずに実施しており、指導においてメールの活用はせず、直接面接や訪問で実施しています。

福祉課、保健課

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】（福祉課）

令和 4 年度以降、団塊の世代が 75 歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約 4 割は現役世代の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の自己負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

今後の動向を注視し、検討してまいります。

(2) 窓口負担 2 割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】（福祉課）

独自の軽減措置ではないですが、施行後 3 年間は、2 割負担となる方について、1 か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を 3,000 円までに抑制する措置を講じます。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】（保健課）

健康状態の把握等について、令和 2 年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る事業を実施しております。低所得の方に限らず、医療・健診・介護情報等をもとに高齢者の健康状態を把握し、フレイル対策、介護予防、重症化予防を一体的に実施し、早期の段階からの介入・支援を実施しております。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】（保健課）

人生を最後まで自分の力で全うするために、令和 2 年度から保健事業と介護予防を一体的に実施しています。フレイルのおそれのある高齢者を把握し個別支援や若い世代からの健康教育を医療専門職が行い、通いの場では生きがい活動を支援しています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】（保健課）

特定健診は無料、人間ドックは基本項目費用 40,700 円のうち 30,000 円の補助、がん検診は 70 歳以上の方は無料、歯科健診は広域連合の事業として、令和 2 年度中に 75 歳又は 80 歳に到達した被保険者を対象に無料で実施しています。

町立病院

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

地域医療構想では、公的病院の再編統合が主な目的になっていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染患者への対応で公立病院が大きな役割を果たした結果となりました。

地域医療構想、公的病院改革プランも新興感染症感染拡大の対応を含めた新たな内容に調整してきているところです。

町立病院も地域の人口減少等踏まえ病院の在り方を考えていく必要があります、町立病院が継続して存続できるよう検討してまいりたいと思います。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

現在秩父圏域での医療従事者確保は非常に厳しい状況です。

当院の医師については当院で直接雇用した常勤医師と県からの派遣で対応しておりましたが、加えて埼玉県地域卒医学生奨学金制度等医師確保に向けた大きな役割を果たす制度が開始されています。

看護師については町で修学資金制度を設けて支援を行っています。

また、離職防止としては、診療業務手当、定着手当等を支給し離職防止を図っております。

保健課

4. 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

新型コロナウイルスワクチン接種の接種体制とし、正職員と専任の会計年度任用職員 2 名で対応しております。感染症の自宅療養者への対応には、4 人の保健師が交代で相談や支援しています。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

県と新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業を締結し、町の役割は生活支援を中心に行い、保健所との相談体制はきめ細かく行っています。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

高齢者施設等では3回目のワクチン接種が完了し、重症化予防を目的とした60歳以上の高齢者と18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方には4回目接種の準備をしています。そのため、今のところ社会的検査を定期的に頻回に行う予定はありません。

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

町では、3回目のワクチン接種が進み、重症化予防を目的とした60歳以上の高齢者と18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方への4回目接種の準備をしています。ワクチン接種の促進と基本的感染症予防対策をすることが重要であることから、今のところ無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行う予定はありません。

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

秩父郡市医師会と秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の1市4町では、連携を締結しワクチン接種を進めています。集団接種への病院医師や看護職員派遣、個別接種では1・2回目接種から継続した医療機関として病院が接種対応を行っています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

福祉課

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

団塊の世代が75歳に達する2025年を目前に、介護保険財政を取り巻く環境は依然厳しいものとなっておりますが、次期総合保健福祉計画第8期改定における保険料の見直しにつきましては慎重に算定を行ってまいります。また、今後も、要介護状態となることの予防や重度化防止、給付費適正化の取り組みなどにより、介護給付費の抑制と健全な財政運営を図って参ります。

福祉課

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

【回答】

2021年度の実施状況は、申請が4件、減免決定が3件（5名）総額373,760円の介護保険料が減額。2022年度も引き続き実施いたします。

福祉課

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

令和2年度では、低所得者の保険料について、従来から実施されていた第1段階の軽減幅を引き上げるとともに、第2段階から第3段階まで減額の拡充を行いました。令和3年度においても、第1段階から第3段階まで国の規定する限度の減額幅まで実施し、低所得者の負担軽減を図っております。当町は県下でも高い保険料となっており、圏域の他市町と比較しても第一号被保険者一人あたりの保険給付費は高く、現状では独自の軽減事業は難しい状況となっております。

福祉課

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

電話など個別案件については、保健師が訪問し実態を確認しています。また、認定申請時には保健師が聞き取りをおこない適切なサービスへ繋ぎ、必要とするサービスを利用しているだけよう調整しております。

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

制度改正後の影響に注視してまいります。

福祉課

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

3の回答と同様に、当町は県下でも高い保険料となっており、圏域の他市町と比較しても第一号被保険者一人あたりの保険給付費は高く、現状では独自の軽減事業は難しい状況となっております。、保険給付でないものに対する補助給付は現状では難しいと考えております。

福祉課

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

現状では、介護事業所から財政支援について相談は受けておりませんが実態を把握することは必要であると考えます。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

現在、必要な物資の確保、感染症対策の徹底をおこない介護サービスを継続的に提供するための支援と新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給するなど国と県で支援を行っております。必要性が高く有効的な支援を考えていくべきと考えております。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】

4 回目のワクチン接種について、利用者へは接種券を随時発送しております。介護従事者は国の決定がおりた 7/22 に対象者へ通知を発送し医療機関との調整を行っている状況です。

福祉課

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

同規模の町村と比較すると当町には施設数が多く、養護老人ホームもあります。また、包括支援センターでは利用者の状況に合わせた提案を行っております。このような状況から早期基盤整備は考えておりません。

保健課

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

現在、地域包括支援センターは主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士相当の保健師（介護支援専門員）の 3 人が町直営で運営しています。相談事業を中心に福祉課、病院、社会福祉協議会と連携し地域包括ケアシステムとして町民を支え、介護予防事業は健康増進担当と一体的に事業を展開しています。令和 4 年 7 月 1 日には、新たに成年後見センターを設置し、制度活用を促進し対応していきます。

福祉課、保健課

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

町のヘルパーステーションでは、定期的な意見交換や福祉・保健の専門職からの定期的な研

修を行っています。ハローワーク等の募集案内を工夫し、人材確保に努めています。

福祉課、保健課、学校教育課

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

【学校教育課】・学校では、クラス担任やフレンドリー相談員、スクールソーシャルワーカー、保健師、福祉担当による会議を開催し、現状について共通理解を図りながら今後の対応について協議を行う中で、それぞれの立場から重層的に児童生徒、家庭への支援を組織的、継続的に実施しています。日頃、児童生徒の発するサインを見逃すことのないよう共通理解を図り出席状況や学校生活での様子など注意深く見守りながら、休みがちであったり、遅刻・早退、疲労感、活力に欠ける態度、清潔感に欠けるなど早期発見、早期対応に努めています。

【保健課】健康や介護の相談、訪問等から家庭全体に必要な支援につながるように、各部署の各担当と連携を図っています。

【福祉課】現在、施策は未整備です。関係課所と連携し現況の把握に務めるとともに、必要な対策を検討してまいります。

福祉課

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

インセンティブ交付金は事務負担の増加や制度を取り巻く財政問題の根本的な解決には繋がらないことから廃止するようその他の介護保険制度と併せて国、県へ要請してまいります。

福祉課

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

必要な要請はおこなってまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

福祉課

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。

感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】

衛生用品の安定供給については、現状不足している等の相談は無く、ニーズに応じて対応を検討してまいります。

- (2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

濃厚接触者に該当せず、無症状であれば「埼玉県PCR検査無償化事業」の対象となり無料で県内薬局にて検査を行うことができます。入院については、医療機関や保健所の管轄となっており、町に相談があった際に保健所に繋いでいます。

- (3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障害者施設の職員不足については秩父圏域全体での課題でもあるため、秩父圏域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）で連携して課題解決に努めていきたいと考えております。

- (4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

優先接種について、4回目のワクチン接種について希望があれば18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する方や、該当の障害者手帳をお持ちの方に対してワクチン接種を行います。施設入所者については、施設と連携し、施設内でワクチン接種を行っています。在宅の方については相談をいただければ対応を検討してまいります。

福祉課

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】

令和3年1月に設置した障害者基幹相談支援センター、秩父圏域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）及び関係機関において、地域生活支援拠点事業の体制づくりを協議しており、令和5年度末までに秩父圏域に地域生活支援拠点を整備できるよう進めているところです。

また、医療的ケア児について協議の場を令和4年4月から設置しており、秩父圏域での支援

体制について協議を進めております。ヤングケアラーについては、地域の方や民生委員からあがってきた情報をもとに、保健師が自宅に訪問し、必要な機関やサービスに繋げる仕組みがあります。

(2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

令和2年度から、町内の民間障害者就労支援事業所に対する施設整備補助を開始し、施設の改修に必要な金額を一部助成しております。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

利用者や関連事業所の声を反映することは、地域生活支援拠点事業を進めていく上で必要なことであると考えております。

福祉課

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】

現在、町内には入所施設が1箇所、グループホームが1箇所あり、待機者はいない状況です。今後も事業所と連携を密にし、状況把握に努めてまいります。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

高齢者や障害者がいる世帯等については、災害時に避難が困難になる恐れも高いことから、高齢者福祉担当、防災担当と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけると共に、定期的に名簿を更新し、実態の把握に努めてまいります。

(3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】

施設入所者の土日等利用して帰省しているケースについては把握しておりません。在宅者同様の障害福祉サービスの利用については、障害者総合支援法等の規定に基づき適切に運用

していきたいと考えております。

福祉課

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

町の財政状況は厳しい状況が続いていくことが考えられ、限られた財源の中で今後も重度心身障害者医療助成制度を続けていくためには、ある程度の制限は必要であると考えております。また、一部負担金の導入については今のところ予定はございません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

埼玉県主導により、令和4年10月から埼玉県内現物給付化が開始となります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

精神障害者手帳2級の助成対象化については、今後の他市町村の動向を見ながら検討してまいります。

また、急性期の精神科への入院の補助についても検討してまいります。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

【回答】

二次障害について理解を深め、対象者に対する支援及び医療機関への啓発について検討してまいります。

福祉課

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】（福祉課）

当町においては、障害者生活サポート事業は実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】（福祉課）

現在も当町独自の持ち出し金額はなく、県との負担割合のみで実施しています。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】（福祉課）

利用時間の拡充につきましては、秩父地域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）とも連携し、利用者の方が利用しやすい制度となるよう、検討してまいります。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】（福祉課）

障害者生活サポート事業の障害児の利用については、生計中心者が所得税非課税の場合は無料にしております。更に生計中心者の課税額により差額補助を実施しております。成人障害者への軽減策の導入等につきましては、近隣市町村の動向等を踏まえながら、制度の改正を検討してまいります。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】（福祉課）

障害者生活サポート事業における県補助の増額や、低所得者も利用しやすい負担の応能化に関する県への働きかけについて、近隣市町村の動向等を踏まえながら、検討してまいります。

福祉課

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】（福祉課）

当町では、令和2年度の初乗り料金改定を受けて、利用券をそれまでの年間24枚から28枚へと増やしています。

また現在、埼玉県全域において令和5年度から、1回の乗車につき、最大2枚までのタクシー利用券が使用できるよう、福祉タクシー制度の運用変更を福祉タクシー運営協議会に諮る予定です。

これが決定されれば、令和5年度から1乗車につき最大2枚までの利用が可能となります。

ご指摘の100円券（補助券）につきましては、秩父郡市の他の市町とも情報交換し、更なる利便性の向上について、今後も検討してまいります。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】（福祉課）

当町では、福祉タクシーの対象者が身体障害者1、2級、及び知的障害者○A、A、精神障害者1級となっています。

ガソリン代支給制度の対象者は、身体障害者1、2、3級及び下肢・体幹機能障害者（下肢障害者については、令和4年4月1日より介助者の運転も可となる）視覚機能障害者、知的障害者○A、A、B、精神障害者は1級となっていました。令和3年4月1日より「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」に通う18歳未満の障害児（等級は問わない）にも適用となりました。福祉タクシー、ガソリン代支給ともに3障害共通となっています。難病患者通院交通費支給制度については、必要な場合は介助者も支給対象になっています。所得制限や年齢制限は設けておりません。今後も可能な限り導入しない方向で努力してまいります。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】（福祉課）

秩父郡市の市町が一体となって、地域間格差を是正するように、他の市町とも連絡・連携を取るとともに、県への働きかけについても検討してまいります。

総務課、福祉課

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

【回答】

町では、小鹿野町地域防災計画により定めた福祉避難所1施設及び災害協定により確保した福祉避難所2施設を、令和4年2月15日に、災害対策基本法に基づく指定福祉避難所へ指定いたしました。今後も福祉避難所の確保を進めます。

避難行動要支援者の個別避難計画については、避難行動要支援者名簿登録にあたり作成しております。

- (2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿への登録は、自力で避難することが困難な方等のほか、希望する方す

べてを登録するよう努めています。

令和4年6月1日現在、町では指定避難所10箇所、指定緊急避難場所43箇所を指定施設として指定しております。避難場所のバリアフリー化については、指定避難所で7箇所、指定緊急避難場所で15箇所実施済みです。引き続き、当該施設のバリアフリー化について検討させていただきます。

- (3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

【回答】

町では、平成29年度に土砂災害ハザードマップを作成し、町内各ご家庭への毎戸配布や町ホームページでの掲載など、土砂災害の危険性について周知を図っております。当該危険性に対する対策については原則として危険区域に該当する事業者又は個人で行っていく必要がありますが、町で実施できる支援のあり方について、今後検討させていただきます。

- (4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

町では、小鹿野町地域防災計画により定めた福祉避難所1施設及び災害協定により確保した福祉避難所2施設を、令和4年2月15日に、災害対策基本法に基づく指定福祉避難所へ指定いたしました。

当該福祉避難所については、平時、養護老人ホーム等で利用されており、避難者受入れの際には、当該施設管理者と協議の上受け入れ人数等を決定いたします。受け入れる方の登録制については、現時点において導入する予定はございません。今後の検討課題とさせていただきます。

- (5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

現時点において、避難所以外に避難される方に対する災害備蓄品の備蓄はございません。また、そのような制度もございませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

- (6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

現在町では、小鹿野町避難行動要支援者支援制度実施要綱第8条第2項の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者に対し、登録情報を提要することができる。」と定めております。

ご質問いただいた状況の場合、その支援状況に応じた名簿の提供は可能であります。

(7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

現在町では、台風等の自然災害並びに感染症が発生した際には、通常の組織体制とは異なる対策本部を設置して当該対応にあたることとしております。また、保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県や国に働きかけていくよう、今後検討させていただきます。

福祉課

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

ガソリン代支給制度については、令和3年4月1日から「児童発達支援」「医療型移動発達支援」「放課後デイサービス」に通う18歳未満の障害児（等級は問わない）も対象としました。また、町内の民間障害者就労支援事業所に対する事業経費補助、施設整備費補助を令和2年度から始めました。また、令和4年4月1日から高齢者補聴器購入費助成を始め、65歳以上で聴覚障害の身体障害者手帳を所持していない、非課税世帯で、医師が補聴器の必要性を認めた方を対象に助成を行っております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

住民生活課

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

当町は、現在待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

定員に達していないため、弾力化は行っていません。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をす

すめてください。

【回答】

現在、少子化に伴い令和4年度から定員を減らした施設もありますので、増設は考えていません。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

必要に応じて、保育士の加配や巡回相談の対応を行っています。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、認可外保育所が1箇所ありますが、企業主導型保育事業の助成を受けており、現状では認可への移行希望はありません。

住民生活課

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

令和2年度開設したおがのこども園は1学年を2クラスとし、複数の保育教諭を配置しています。おがの保育所についても1歳児は2クラスとしており、保育士配置基準以上の保育士を配置し、きめ細やかな保育の提供に努めています。

住民生活課

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

2月から保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用した保育施設職員の処遇改善は公立保育施設は会計年度職員に民間保育所は施設職員全員を対象に実施しています。、今後も安心安全な保育につなげるため、様々な環境環境整備に努めると共に保育の質の向上につながるよう努めてまいります。

住民生活課

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

給食費の減免については、他市町村の動向も踏まえたうえで検討してまいりたいと考えています。

住民生活課

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

コロナ禍のため昨年度は実施できませんでしたが、立ち入り指導監督等を行い、要資格者の確保に努めるよう指導してまいります。また、公益財団法人児童育成協会の助成を受けている企業主導型保育施設であるため、共同して指導監督に努めます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

少子化の進行が著しい状況の中、やむを得ず公立保育所（小鹿野保育所・両神保育所）と公立幼稚園（おがの幼稚園）を統合し、令和2年4月から0歳から2歳児を受け入れるおがの保育所と3歳から5歳児を受け入れる幼保連携型認定こども園おがのこども園となり保育にあっています。

現在、町では、育児休業取得中に上の子を退園させることはありません。

【学童】

住民生活課

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

現在町内に5か所、学区ごとに学童クラブがあり、必要とする子どもたちは全員入所できています。

住民生活課

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」について1事業所が本年から交付へ向けた検討をしています。

また、2月から保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用した施設職員の処遇改善は公立学童クラブは会計年度職員に民間学童クラブは施設職員全員を対象に実施しています。

住民生活課

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

県へ要望してまいります。

【子ども医療費助成】

住民生活課

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

当町は、平成29年4月より「18歳年度末」まで拡大しました。今後も継続してまいります。

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

他市町村の動向も踏まえたうえで検討してまいりたいと考えています。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

福祉課

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

「広報おがの」令和4年4月号で、「生活保護制度をご存じですか？」を掲載し、町民の皆様方にお知らせいたしました。また、埼玉県秩父福祉事務所作成の「生活保護のしおり」にて、制度の周知をしております。

今後も定期的な広報紙への掲載やしおり等で、制度の周知を図ってまいります。

福祉課

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護の審査につきましては、当町では埼玉県秩父福祉事務所のケースワーカーにて行われておりますが、申請者の望まない、期待できない者への扶養照会を行わないよう、関係機関へ徹底を働きかけてまいります。

福祉課

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起

こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

生活保護のケースワーク業務につきましては、当町では埼玉県秩父福祉事務所でのケースワーカーにて行われております。法令遵守がなされるよう、関係機関へ働きかけてまいります。

福祉課

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護の決定・変更通知書は、当町では埼玉県秩父福祉事務所にて作成しております。受給者等のご意見を伺いながら、わかりやすい書式にしてもらえるよう働きかけてまいります。

福祉課

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

町内受給者のケースワーカーは、埼玉県秩父福祉事務所の職員が行っておりますので、適切に業務が行えるよう関係機関へ働きかけてまいります。

福祉課

6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】

そういった事例は当町ではありませんが、申請者の意向を無視する働きかけをしないようにするとともに、関係機関へも働きかけてまいります。

福祉課

7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、

地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

民生委員からの情報提供や地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携をし、生活保護等が必要な方へは、適切な制度の利用に繋がるように努めてまいります。

以上